

令和 7 年度

一関地区合同庁舎照明設備 L E D 化事業実施業務

業務提案書作成要領

令和 7 年 4 月

岩手県

この「業務提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、岩手県が実施する「令和7年度一関地区合同庁舎照明設備LED化事業実施業務」（以下「本業務」という。）に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が、業務提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

1 業務提案書

参加者は、資料1「プロポーザル実施要領」及び資料2「業務仕様書」の趣旨等を踏まえ、次に掲げる書類を添付し、提出するものとする。

（1）提出書類

ア 提案書提出届（様式第8号）

イ 企画提案書（A4版、任意様式、ただし下記項目は必ず含むこと）

- ・ 事業実施体制
- ・ 事業の効果（使用電力量、温室効果ガス排出量を含む）
- ・ 使用器具の提案
- ・ 維持管理等の対応や工夫点
- ・ 地元事業者の活用
- ・ 工事中の対応・廃棄計画
- ・ 契約終了後の所有権の帰属

ウ 見積書（A4版、任意様式、ただし下記内訳を記載すること）

- ・ 照明器具の調達に要する経費
- ・ 照明器具設置に要する経費
- ・ 維持管理に要する経費
- ・ リースに要する経費
- ・ その他の経費

（2）留意事項

ア 枚数に特段制限は設けないが、可能な限り簡潔に記載すること。

イ 提案内容は、確実に実現できる範囲で記載すること。

ウ 使用言語は日本語、通貨は日本語、単位は計量法に定めるものとする。

エ 文字サイズは12ポイント以上とすること。

オ 提出書類に各々書類符号を記した表紙及びインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。

カ 企画提案書の作成、提出等に関する費用は、全て企画提案者の負担とする。

キ 提出された提案書は、審査に必要な範囲において複製することがある。

ク 事業の効果（使用電力量、電気料金、温室効果ガス排出量の削減効果を含む）については、以下条件を参考に提案すること。

【削減効果算出設定条件】

事項	算出方法
----	------

①LED照明使用電力量	資料2-2「一関地区合同庁舎対象設備一覧表」に記載されている内容により使用電力量を算定すること。 なお、消費電力（単日稼働、稼働日数）が0となっている場所、N0143廊下については、消費電力量（電気料金、CO ₂ 排出量）の対象としない。
②LED照明電気料金	「①LED照明使用電力量」に、別途配布する電力単価を参考に電気料金を計算すること。※基本料金の削減・再生可能エネルギー発電促進賦課金・燃料調整費単価は、計算対象としない。
③LED照明温室効果ガス排出量	「①LED照明使用電力量」に、環境省が公表している「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)－R5年度実績－R7.3.18環境省・経済産業省公表」の東北電力㈱の基礎排出係数「 <u>0.000402 (t-CO₂/kWh)</u> 」を用いて計算すること。 https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calc/r07_denki_coefficient_rev.pdf

2 企画提案書等の提出部数

- (1) 提案書提出届 1部
- (2) 企画提案書 5部
- (3) 見積書 5部

3 その他留意事項

- (1) 提出する業務提案は、参加者1者につき1提案とする。
- (2) 提案書提出後の書換え、引換え、撤回、再提出は認めない。
- (3) 提案書等の作成・提出に係る費用は、選定結果に関わらず参加者の負担とする。また、提出された提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、県から指示があった場合を除く。
- (5) 企画提案書を提出した後、県が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。